

《長崎新聞 平成27年2月23日朝刊より転載》

**【質問】** 84歳になる父に物忘れが出てきました。高齢者の交通事故のニュースを聞くたびに心配になります。このまま車の運転を続けても大丈夫でしょうか。  
(55歳、自営業男性)

認知症と運転免許

**【回答】** 道交法では75歳以上の方が免許を更新する際、簡単な認知機能検査を受けることが義務づけられています。その結果に応じて「認知症の恐れがある」「認知機能が低下している恐れがある」「低下している恐れなし」の三つに分けられますが、「認知症の恐れがある」と判定されても過去1年間に重大な違反や事故を起こし



合には免許を取り消すことを検討しています。日常生活に支障を来すような進行した認知症であれば

いとされています。一方、高齢者の日常診療でよく目にするのが、家族が心配するあまり、本人が納得しないまま免許を取り上げた結果、本人の外出が減り、認知症が急激に進行するといったケースです。認知症になると、つい先ほどのことを忘れるといった短期記憶障害が出てき

検査結果で取り消しも

ていなければ免許は更新されます。警察庁は昨今の高齢者による交通事故の増加を受けて、更新時の検査で「認知症の恐れがある」と判定された人に対し、医師の診断を受けることを義務化し、「認知症」と診断された場

ば、運転をやめることは当然です。しかし、早期の認知症は加齢に伴う物忘れとの鑑別をつけることは難しいのが現状です。それに高齢者では認知症ばかりでなく、動体視力の低下や瞬時の判断力の低下もあって、事故を引き起こすことが多

ますが、人としての尊厳は最後まで残ります。家族との楽しいドライブの思い出や、子どもを毎日学校や塾に送り迎えた記憶など、言葉に出さなくても父親として果たしてきた役割を「車の運転」という形で心の奥深くに持っている

返納後も尊厳守る支援を

かもしれない。その心の奥深いところにある人としての尊厳を守ってあげる。これが認知症治療では重要なことです。

危ないからとむげに免許を取り上げるのではなく、返納後も今ままで変わらぬ生活環境をつくってあげることが大切です。その方法としては、家族が「足」となり、今までの生活を維持することが必要です。行政機関は公共交通機関の充実を図ったり、タクシーなどの割引制度をつくったりして、高齢者が安心して生活できるまちづくりを考えなければいけません。

免許を返納する前に、お父さんのために何ができるか、家族みんなで考えてみてください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。